第６章　危険な場所などでの運転

第３節　夜間

1　［略］

2　灯火

⑴　［略］

⑵　前照灯は、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、上向きにして、歩行者などを少しでも早く発見するようにしましょう。ただし、対向車と行き違うときや、ほかの車の直後を通行しているときは、前照灯を減光するか、下向きに切り替えなければなりません。

⑶　交通量の多い市街地の道路などでは、前照灯を下向きに切り替えて運転しましょう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましょう。

⑷　見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きにするか点滅させて、ほかの車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

［⑸・⑹　略］

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注８）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引（けん）しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第２節　走行上の注意

1　［略］

2　速度

［⑴・⑵　略］

⑶　標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない高速自動車国道の本線車道では、次の最高速度を超えたり、最低速度に達しない速度で運転してはいけません。

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50
上記以外の自動車	80	
他の車をけん引するとき		
備考 ［１・２　略］		

［⑷・⑸　略］

第６章　危険な場所などでの運転

第３節　夜間

1　［同左］

2　灯火

⑴　［同左］

⑵　対向車と行き違うときは、前照灯を減光するか、下向きに切り替えなければなりません。ほかの車の直後を通行しているときも同じです。

⑶　交通量の多い市街地の道路などでは、常に前照灯を下向きに切り替えて運転しましょう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましょう。

⑷　見通しの悪い交差点やカーブなどの手前では、前照灯を上向きに切り替えるか点滅して、ほかの車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

［⑸・⑹　同左］

第７章　高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注７）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引（けん）しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第２節　走行上の注意

1　［同左］

2　速度

［⑴・⑵　同左］

⑶　［同左］

自動車の種類	最高速度（キロメートル毎時）	最低速度（キロメートル毎時）
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車以外の中型自動車、普通自動車（三輪のものを除く。）、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50
上記以外の自動車	80	
他の車をけん引するとき		
備考 ［１・２　同左］		

［⑷・⑸　同左］